

専決処分の承認について（藤沢市保育所条例の一部を改正する条例）

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により，藤沢市保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定により，これを報告し，その承認を求める。

2016 年（平成 28 年）5 月 18 日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により，次の条例を専決処分する。

2016 年（平成 28 年）3 月 31 日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市保育所条例の一部を改正する条例

藤沢市保育所条例（平成 27 年藤沢市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 備考 4 を備考 5 とし，備考 3 を備考 4 とし，備考 2 の次に次のように加える。

- 3 前項の規定にかかわらず，所得割課税額の合計額が 57,700 円未満である世帯又は所得割課税額の合計額が 77,101 円未満であり乳児若しくは幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「政令」という。））

第4条第4項に規定する要保護者等をいう。)に該当する世帯であって、特定被監護者等(政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる世帯にあっては、この表において「第2子以降」とは、当該特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども(支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)以外のものが1人以上いる場合における乳児等又は当該特定被監護者等の全てが小学校就学前子どもである場合における最も年齢の高い小学校就学前子ども以外の乳児等をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部が改正され、年収約360万円未満相当世帯における保育料の負担軽減措置の拡充が図られたことに伴い、平成28年度分からの時間外保育料について当該負担軽減措置の拡充を適用することとするため、緊急に藤沢市保育所条例を改正する必要性が生じ、平成28年3月31日付けで藤沢市保育所条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求める必要による。

参 考

地方自治法 抜粋

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議

決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。